

平成31年矢巾町議会定例会2月会議目次

議案目次 1

第 1 号 (2月8日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○請願・陳情	5

3 1 陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情

○議案第1号 矢巾町立小中学校空調設備整備工事等委託に係る契約の締結について	6
○議案第2号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について	20
○散 会	23
○署 名	25

議案目次

平成31年矢巾町議会定例会2月会議

1. 請願・陳情

3 1 陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情

2. 議案第1号 矢巾町立小中学校空調設備整備工事等委託に係る契約の締結について

3. 議案第2号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について

平成31年矢巾町議会定例会2月会議議事日程（第1号）

平成31年2月8日（金）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会議期間の決定

第 3 請願・陳情

31陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、
地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見
書を提出する事を求める陳情

第 4 議案第1号 矢巾町立小中学校空調設備整備工事等委託に係る契約の締結について

第 5 議案第2号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長	山本良司君	企画財政課長 兼政策推進室長	佐藤健一君
道路都市課長	村松亮君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	和田修君	学務課長	村松康志君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

○議長（廣田光男議員） ただいまから平成31年矢巾町議会定例会を再開します。
これより2月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。
これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により
14番 小川文子 議員
15番 藤原由巳 議員
16番 藤原義一 議員
の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。
お諮りします。本日再開の2月会議の会議期間は、2月5日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 異議なしと認めます。
よって、2月会議期間は本日1日と決定いたしました。

日程第3 請願・陳情

31陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主

旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情

○議長（廣田光男議員）　日程第3、請願・陳情を議題とします。

2月5日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。31陳情第1号　全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情については、会議規則第92条第1項の規定により総務常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　ご異議なしと認めます。

よって、31陳情第1号については総務常任委員会に付託して審議することに決定をいたしました。

日程第4　議案第1号　矢巾町立小中学校空調設備整備工事等委託に係る契約の締結について

○議長（廣田光男議員）　日程第4、議案第1号　矢巾町立小中学校空調設備整備工事等委託に係る契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第1号　矢巾町立小中学校空調設備整備工事等委託に係る契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事等の委託は、下記における児童・生徒の熱中症等の健康被害の防止及び冬期における暖房による使用を目的として、国のブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金を活用し、町内全小中学校に空調設備の整備を行うものであり、予算につきましては、平成30年議会定例会12月会議においてご可決いただいたところであります。

事業の推進に当たりましては、設計業務、施工業務及び統括管理業務を一括で発注することにより、整備期間の短縮が可能となることから、公募型プロポーザル方式を導入すること

とし、先月4日から11日まで提案の募集を行ったところ、1社からの参加表明があり、技術提案を矢巾町営建設工事等入札審査委員会で内容審査を行い、今月1日に株式会社ユアテック岩手支社を優先交渉権者として決定し、審査の結果の公表を行ったところであります。

工事等委託の内容ですが、町内小中学校の普通教室、特別教室等の187室に空調設備を整備し、本年6月末の供用開始を目指すものであり、空調機器は、環境に配慮した冷暖房切りかえ型の機種を選定すること、集中コントローラー及びデマンドコントローラーを設置すること、十分な電気の供給量を確保できるキュービクルの増設等を行うこととしております。

本工事等委託については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に該当する内容として今月4日に見積もり合わせを行った結果、一金5億9,500万円に8%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金6億4,260万円で株式会社ユアテック岩手支社と契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 一般的には競争入札が原則として行われますけれども、公募型プロポーザルを扱う場合には、業者としてハードルが高い事業、ノウハウを持っていないとか、普通の事業者には、そのノウハウがないとか、特殊な工事とか、そういうことに限られるべきと考えます。そこでエアコンの取りつけ工事がそんなに難しいことかといえば、そういうことではもちろんありません。理由としては、工期の短縮ということだけであります。

そこでやっぱり公募型プロポーザルでたった1社しか応募がなかったということは、大変ハードルが高かったということであると思います。そういうことをやっぱり避けるのが地方自治体の今後のあり方かと思います。川村よし子議員と議論したところ、やっぱり分離発注すべきだということを提言したのは、そういうことがもともとの趣旨でございます。1社で町内全部をやるというのは、よほどのいわゆる人員と資金力がなければできないことでありますし、しかもこういう公共事業は、町の中を循環させる、経済を循環させるという大きな意味もあるわけで、こういう方向性というのは大変私は問題だと考えますが、やっぱり小学校と中学校だけに分けるとか、もうちょっと競争入札が可能なような仕組みを用いるべきか

と思いましたけれども、のことについての答弁をお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

ただいまのご質問でございますけれども、プロポーザル方式のそのものについても当然これは公募型でやっておりますので、競争はそこの部分では必ず担保されておりますので、結果的に1社になったという形はそのとおりかもしれませんけれども、公募自体、そのもの 자체では競争は担保されているものというふうにうちらでは捉えてございます。

それから、今回の工事の場合、いろいろ資格要件、参加するに当たって資格要件を定めています。この中にそれぞれ議員さんも見られているとおりなわけですけれども、プロポーザル方式という形で提案をいただく中において、町長提案理由申し上げました設計、施工、管理、この3つを一括して行うべくやり方をとってございますので、当然その中には、私は電気にはちょっと疎いとか、設計しかできないとか、これも当然あるわけですけれども、今回の参加資格要件の中には、JVで組む形のものも取り入れてございますので、それはあくまでも民間業者さん方の考え方、こちらの中で組むやり方と申しますか、何も単独でという形のみではなく、かなり門戸というか、間口、業者の申し込みの基準については、広げて対応させていただいたという、これは結果になってございます。

それから、分離発注の考え方のご質問もあったわけですけれども、基本的には、やはりうちらは6月末までにはエアコンは稼働をかけたいという思いの、軸足をそこに置いたわけですけれども、分離発注をした場合には、設計関係については、まず二、三ヶ月当然かかるわけですし、施工にもかかるわけですけれども、分離発注をした場合には、当然ながら設計後の発注までにやっぱり1ヶ月以上かかります。ここを逆算した中でのプロポーザル方式を今回提案させていただいたで進めたわけでございますけれども、そういうふうな形のものもありました。それから、多分分離発注の趣旨としては、この地元経済、こちらの部分のまず業者さんに対しての潤い方という形のものもあると思います。その部分については、資格要件、参加資格の中の部分の要綱の中に経済効果、いわゆるこら辺の部分をどういうふうに見てくれば、という形のものも要綱、参加資格の中にうたってございますので、提案いただいたこの業者からは、地元業者の部分のまず一緒にやるような形ものの提案も出ておりますので、そういう意味では、地元そのものについても経済効果というのか、業者の仕事、できる範囲というのは、これは確保できるものというふうに捉えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 地元業者、JVは可能だということでございますけれども、現実的には、地元業者がそこに入るというようなお話は伺っていますでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

地元業者入ることで提案いただいてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 12月会議で12月13日でございますけれども、予算決算常任委員会で審査報告書の中の意見書が付託されておりますけれども、その内容についてどのように検討なされたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 付託でなくて附帯決議ですね。

○11番（高橋七郎議員） 济みません、失礼しました。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

12月30日に予算決算常任委員会のほうからいただいてございます。その中には、まず2項目、大きく分けてありました。この中には、猛暑期までの設置完了、これに努力されたいと。これについては、参加資格の中、特に審査基準についても、かなり重点を置いた点数配分というような形の中で審査をさせていただきましたし、それからもう一つ、電気設備関係、設計関係、これは十分調査研究して、ランニングコストを下げる形で、これも十分配慮というのか、盛り込みさせていただいた中において、こちらの部分につきましては、これも町長答弁申しましたけれども、集中コントローラーの導入、それからデマンド監視システムの導入という形で目標設定値を超過するような場合にはというふうな形の中で、いわゆる省エネ、節電関係の部分の中のシステムという形の中で取り組ませていただいたところで、これによりまして省エネ効果につきましては、現在のところ見込みでございますけれども、2割程度の節電効果が見込めるという形の中の提案をいただいたところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員）　　1つ私がお話した中で湿度を調整できるタイプのやつを考えてほしいということでお話ししました。今すごくインフルエンザが猛威を振るっているわけですけれども、大体50%ぐらいあれば、かなりインフルエンザウイルスが少なくなるということを言わわれていますので、そこら辺検討したのか、していないのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　　山本総務課長。

○総務課長（山本良司君）　　お答えいたします。

そちらも検討いたしました。高橋議員さんのほうからは、加湿器というふうな形の話もご提案いただきました。検討いたしました。その中で結論としては、今回エアコン機器そのものには取りつけをしたものではございません。ただやっぱりインフルエンザ、湿度の関係の保ち方、これについては、学校のほうで調査した各教室のほうに既に加湿器を設置しているというような形の結果がございましたので、二重計上にならないような形をとりましたので、今回のエアコン設置の部分、そちらについてそのもの本体については、加湿機能は持ち合わせてはございませんけれども、そのような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　　他に質疑ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員）　　何点かありますて、議長から2項目という話だったので、項目はいっぱい並べて再質問させていただきます。

まず高橋七郎議員のおっしゃっている部分と関連があるのですが、まず補正予算に附帯決議をした項目にランニングコストのお話を盛り込んでおります。ここへ先ほど総務課長からの答弁にデマンドコントローラーの設置とかという話もありました。この部分が本当にランニングコスト削減につながるのかという部分であります。

まず今回このランニングコスト削減への取り組みに対して契約会社の提案に特筆すべきことはどのようなコスト削減が提案されていたのか、その辺を明示していただきたい、明示というか回答していただきたいという部分であります。

それから、総務課長の答弁の中に分離発注に対する考え方の一括でプロポーザル型をやります。それは結構でございます。ただ工期を意識することであれば、何も6億円近いお金を、契約額を一括ではなく、少々お金はかかるのであろうが、工期を短縮するのであれば、6カ所の現場を6分割発注も当然プロポーザル発注は可能であります。皆さん、当然契約のプロ

でありますから、分割発注したときの負担額がふえるのは、一般管理費と利益率だけなのです。直接工事費が減るとか、間接工事費がふえるとか、安対費がふえるとか、これは何ら一切関係ございません。ですから、そういう考え方、答弁であれば、ちょっと私は疑問を呈します。

それから、2つ目、同じような質問で2つ目の項目ですが、今回プロポーザル手法による契約形態として契約に臨んだわけですが、1社のみの入札提案書では、提案内容を審査する過程で比較するものがない中、何に重点を置いて審査したか。

また、先ほど審査委員会という部分で審査されたという話でありましたが、ヒアリングについては、日にちについては1月31日にやられています、スケジュールでは。この部分がどのようなメンバーでどのぐらいかかって審査されたのか。そういうところまでちょっとお答えいただきたいと。

また、当局が契約前に仕様書で指示した内容、私も見させていただきました。そこに対して契約会社はどのような企画提案をされ、そのどの部分を評価されて今回の契約の運びになったのか、その辺の答弁をお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

まず1点目の部分のデマンドコントローラ削減の提案内容というふうな形で、いわゆる削減内容の提案はどういうふうなものがあったかというようなご質問でございました。この部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、デマンド監視システムの導入しまして、設定した目標デマンド、デマンド値を超過すると判断した場合には警報信号機を空調機へ出力しまして、事前に設定した室外機能力セーブ制御により超過防止を図ると。いわゆる主要部分の制限をかけたいと。それから、もう一つ、集中コントローラー、こちらにつきましては、節電効果については遠隔操作、これは今のところ職員室というふうな形で1カ所集中するコントローラー、監視コントローラーを遠隔操作によりまして稼働をかけられるという形で消し忘れ防止、それから1週間とか年間、当日のスケジュール設定しまして、自動で起動がかかる、停止がかかるというふうな形というような形の中で省エネを設定できる形での導入に提案があった部分について、こちらで判断した中で非常にいい効果ができるなというふうな形で判断をいたしました。

それから、2点目の分離発注の関係ですけれども、赤丸議員さんおっしゃった部分についての発注形態については、これはあると思います。考え方としてはあると思いますけれども、

今回発注しようとしている部分については、一括した中でやりますよという提案の中で進めたわけですので、分離して発注する方法もこれはありなわけですけれども、一括した形の中での今回は進め方を町としては取り組ませていただいたと。何も分離発注がないとか、悪いとかという形ではないのですけれども、分離発注ではなく一括発注というようなとり方をさせていただきました。

それから、プロポーザルの関係で進めさせていただいたわけですけれども、1社のみの入札参加しかなかった。これは結果でございますので、それぞれ申し込みは、先ほど申しました門戸を広げているわけでございますので、こちらにつきましては、結果として捉える形しか当然ないし、1社の提案のみで何か効果、節電のあれを比較できるのかと。もちろん他社がいっぱいいれば、それはそれで可能ではあるとは思うのですけれども、結果としては1社のみの参加という形で実施されたという形でございます。

それから、いわゆる審査項目の関係でございます。審査項目につきましては、役場内入札審査員6名おりますけれども、当日出張等で1名参加できませんでしたので5名、副町長以下5名、きょうここに来ているメンバーでございますけれども、5名、こちらの審査という形で実施をさせていただきました。その中では、先ほど申しました審査項目、10項目ございます。この中には、先ほど申しましたとおり10項目のうち工期短縮の部分、こちらにかなり軸足を置いた部分もございますし、あとはいわゆる省エネ、節電関係、こちらにつきましては、環境保全の観点から、提案をいただいた部分の中での審査という形で取り組ませていただいたというのが状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今の部分についての再質問であります。まず審査委員会5名で審査されたと。これは、役場の職員という形になるような今のお話でありました。この話は、12月会議を終わった後に、町民の方のアドバイスもあり、私もそれからにわか勉強しました。それ以前の12月会議での質問については、私の経験等をもとに質問をしたわけですが、私が質問したことによって、町民の方のアドバイスもあり、はっきり言わせていただければ、副町長には2回、それから教育長にもお会いしていますし、そういう形の中で提案はさせていただきました。その中でまず審議された時間についてお聞きしたいのですが、長ければいいというものではないですが、どれぐらいの時間を用意したのか、まず1点。

それから、デマンド電力のお話しされています。ただし、今でも各小学校の資料を取り寄せさせていただいた中ではデマンド値を測定しております。後で質問しようとしましたが、今回の提案では2割程度と。ただ、私は今のデマンド値から見れば、今の電力であっても、基本料のみ見ただけでも4割は削減できるという部分が今の現状であります。今は、教育委員会からいただいた資料をもとにすれば、今の電力は、現在6校で1年間に電力料が2,529万円ほど払っております。それがエアコン設置後は、約2,717万円ふえます。当然、これは想定値でありますから、確定ではありませんけれども、こうなれば、年間5,000万円以上の電力料の支払いが出てきます。それで、現在でもそのデマンド電力を測定しておりながら、現状はそういう状況にありますということをまずひとつ認識してほしいと思います。

それから、あと聞き取れなかつたのですが、何々コントローラーという話がありました。私も勉強させていただいて、経済産業省で特許認可しております動力ワンダー、ワンダービットという機器も特許品でありますから、それぞれの名称がついておるでしょうが、そのことを総務課長はおっしゃっているのか、その辺も確認させていただきたいと思っております。

それから、あと工期の件については、もう終わったことということで追求はしませんが、一括発注、これはプロポーザルでよろしいのですが、設計、施工を一体発注はいいですが、施工場所まで一体発注ということは、やっぱりこのように6億円近いお金を一括契約するとなれば、期間的なもの、それは発注側の準備、それから受け側の契約者側の6月までに運用開始、資料等を見れば、工期は9月までになるようですが、そういうことを考えれば、やはり先ほど同僚議員がおっしゃったように、一体発注でも施工場所の分離型でも当然プロポーザル契約は可能だったと思います。これは、終わったことですから、答弁は必要ありませんが、そういうことを踏まえて、今ご質問したことについて答弁いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 簡潔に説明をお願いします。

山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 大きく3点出ましたので、私のほうから2つお話ししまして、デマンド関係につきましては、別な職員のほうから説明いたします。

まず審査委員会の関係ですけれども、これはもう何回、何時間やったかという形は、ちょっと捉え方難しいのですけれども、1回当たり3時間から4時間ぐらいやりました。これにつきましては、1回、2回、そういうことではなく、もう12月から継続してやっていきますという形のものはご理解いただきたいと思います。

それから、集中コントローラー、こここの部分のちょっと私の説明不足というふうな形にな

りますけれども、イメージとしまして、各教室、部屋にエアコンがつきます。その部分を各部屋での入り切りはできるわけですけれども、これを一括して、全ての部屋の部分、学校ごとでございます。こここの部分の管理と申しますか、入り、切れ、温度、湿度設定も含めまして、これはできる装置。ちなみに参考までですけれども、役場庁舎の部分についてもそれぞれ部屋ごとできるわけですけれども、総務課のところ、一括コントローラーありますので、イメージとすればそういう形での管理が可能という形のものを集中コントローラーという形で捉えるというか、ものでございます。

私のほうからは以上、説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） お答えいたします。

まずもって契約設備の電力と使用契約電力という差、デマンドです。実際使われている差が生じていることは重々承知でございます。今回の発注につきましては、あくまでもエアコンの部分のみの設置の部分で検討している中身ではございますが、今LED化を進めておりまし、暖房の制御の関係もございまして、今の短時間でこの設備に関して検討されている事項の中身ではちょっとなかった状況にございます。こちらにつきましては、詳細設計の中で十分に詰めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他の議員の質疑ありますか。

（「関連」の声あり）

○議長（廣田光男議員） いや、関連って2問やったですもの。1人が2問、全員議員おりますから、みんなの意見を聞かなければなりません、議長としては。なので、他の議員に質問があれば、質問を受けます。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私は2問についてお伺いします。2問1回に質問させていただきます。

まずランニングコストの件なのですけれども、年間5,000万円になるということは、町民負担になるわけですけれども、説明では2割程度の節電ということだったのですけれども、1社のみの聞き取りでほかの他社の聞き取りをしていないところに少し問題があったのではないかと思うのですけれども、町民負担をやはり軽減するためにも、この1社のみの聞き取

りではなかったのではないかということで、やはり審査委員会の責任もある、審査委員会の状況がちょっとはっきりわからないので、そのところをちょっと5,000万円ほどの電気量になるということなんかはどのように話し合われたのか、その点が1点目です。

2点目の質問は、先ほどの赤丸議員さんのお話の中でデマンドコントローラーの導入で節電のことが話がありましたけれども、動力ワンダーというののトランスとコントローラー、そういうのもその会社によってあると思いますので、その辺はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 議長からもお願いがあります。この案件は、契約案件であります。したがって、契約案件がプロポーザル方式がいいか、悪いかという議論あるいは審査委員会で審査が尽くされているかどうかという議論に特化して議論しなければならないものなのです。違う角度からお話しするのであれば、予算決算常任委員会等あるいは決算審査等で議論すべき内容と分離して考えてください。そうでないと、延々とこの問題は続くわけですので、契約案件としての質問を受けます。

質疑ありますか。廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） まずプロポーザルで行われるときに、私たちは教室は工機とそれから機器をできるだけかけたくないというので壁かけで考えているという説明を受けました。今回の資料を見たら、全部天吊りになっている、ほとんど天吊りになっております。ということは、工機の費用も、それから機種も大分かさんでいると思いますので、何で変更になったのかまず基準としてお聞きします。

それから、3分の1の補助ということなのですけれども、町のほう、やっぱり金額が上がってくると町の負担もふえてくるわけですし、これは機器のほうの3分の1なのか、全部工機まで入れて3分の1なのか、まずお伺いします。

それから、2割程度の減という話を先ほどから言わされましたけれども、この分母がちょっと私もわからないので、2割の基準というのは、どのくらい、何を2割軽減なのか。そして、先ほど言ったとおり、これもプロポーザルでやって、この機種を入れたことによって町の負担はどのくらい、2割軽減なのか、それとも何を基準にしているのかわからないので、増額なのかはっきりお答えいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） お答えいたします。

まずもって最初に説明した段階では、壁かけタイプというふうな説明をいたしておりまし

た。通常であれば、壁かけタイプでも部屋の大きさによっては、本来は賄えるものではございますが、やっぱり教室というのは、空間が広くございます。そちらの観点から、実際につけるのは、やっぱり天吊り型ではないかということで天吊り型が一般的でしたので、変更させていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

（何事か声あり）

○議長（廣田光男議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） 私のほうから国の補助のほうの関係をお答えさせていただきます。

今回の交付金ですけれども、対象となるのは、普通教室あるいは特別教室が該当になりますので、そこに対する3分の1という補助の率になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 3点目の2割の関係、いわゆる分母の関係でございます。これについては、見込みの部分の中で提案をいただいている数値そのものについての2割軽減という形のもので捉えておりますけれども、その部分は提案の中にはございました。見込みとして、例えば何々小学校何ぼ、何ぼと、先ほど話ありました2,700万円ぐらいという形のものの中でのうちから分母をそれとして、あとは2割ベース、デマンドなり、集中コントローラーの中でさらに2割の軽減が見込めますという形の中で提案をしてございます。

ただ見込みの部分の中では、本当の全くの見込みでございますので、使う使用方法によつては、これまた大きく料金も変わると思いますので、いずれそういうふうな見方での2割軽減の分母でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 非常に大きな額でありますので、しかも全国で行われる空調、エアコン工事ということになろうかと思いますので、その下請の範囲をどのように設定して、下請許可をどのように捉えて発注するおつもりなのかという部分。

それから、岩手ユアテックでございますけれども、保証人をどういうふうに考えているの

か。岩手の山か、東北の山かという点でお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） 下請につきましてお答えさせていただきます。

まずもって地域活性化のための貢献度ということで町内業者の資材の調達や施工の下請といふか、お手伝いをさせていただくような提案をしていただくことにしてございまして、資材につきましては、1社の資材調達ということになってございますし、労務のほうでは、町内にある電気工事会社の2社、こちらのほうの下請を聞いてございます。そちらのほうで地域貢献度といたしまして、インターナンシップを受け入れながらこういう事業も導入したいというふうな提案もございますし、地域清掃活動の貢献もいたしたいというふうな業者からの提案もございました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 2点目の保証人という考え方の部分でございますけれども、こちらにつきましては、岩手県保証協会、こちらの部分の保証の部分の中で1割、いわゆる6億円だと6,000万円のいわゆる保証という形の中で取り組むものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） やはり契約金額が6億円を超えるということですけれども、この内容、内訳についてなのですけれども、空調機器代というのがここには含まれているのでしょうか。その内訳代、設置工事等、外部工事等の内訳についてお聞かせください。

○議長（廣田光男議員） 先ほどからお話ししているように……

（何事か声あり）

○議長（廣田光男議員） ちょっと待ってください。この事業に関しての予算の質疑は終わっているわけです。つまり予算決算常任委員会で可決されているわけです。

（何事か声あり）

○議長（廣田光男議員） ちょっと聞いてください、私の話。それで、そのことについての附帯決議ありましたけれども、やっぱりこのことに関しての契約案件ということについて今仮契約しているわけです。このことを認めるか、認めないかということの話ですので、今度また具体的に工事の内容というようなことになれば、また話が違うわけです。そのところだ

けは踏まえて議論していただきたいと、こう思います。

質疑ありますか。昆秀一議員、再質問ありますか。

○7番（昆秀一議員） 今の質問は契約にかかる金額なので、答えていただきたいですけれども。

○議長（廣田光男議員） お答えもらいます。水本副町長。

○副町長（水本良則君） 今のご質問についてでございますが、この中に施工業務ということで書いてありますので、当然施工するに当たっては、機器調達費が含まれております。そういう形になっております。今回の契約も設計業務が幾ら、施工業務が幾ら、統括管理業務は幾らと、こういった形の内訳でもって契約しているので、当然機器類は施工業務の中に入っているということでございます。

（「それは幾らか」の声あり）

○副町長（水本良則君） そういう内訳はありません、これには。

○議長（廣田光男議員） 契約金額についてですか、積算根拠ですか。お尋ねする部分はどこですか、足りないのは。

○7番（昆秀一議員） 内訳のところに施工業務という、そこに機器があるのであれば、その金額をお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

水本副町長答弁の、基本的にはそのとおりでございますけれども、具体的に施工業務の中に機器がどれぐらい入っていますかと、何台というのは入ってございますし、積算業者の提案、設計は、申しわけないですけれども、これから部分でございますので、このぐらいの見込みの提案の中で施工業務の中として機器がかかるというふうな形で提案があったものでございます。ちなみに細かい細部の金額はあれですけれども、機器、機材としては、この中のうち4割程度という形のものの提案をいただいてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、今議員各位からは、いろいろご質問をいただいたわけですが、もう皆さんもご存じのとおり町内の町立小中学校6校の今回は、いわゆるクーラーということだったのですが、もう暖房もあわせての空調設備の更新も含めてお願いするわけでございます。そこでいろいろ議論がありましたが、私にすれば、こと

しの遅くても7月からは児童・生徒の皆さんにそういうことを対応できるようにしっかりと対応していきたいということのお願いですので、ただいまいろいろいただいたご質問の内容については、私どもしっかりと精査をさせていただいて今後対応してまいりますので、きょうの本日の契約案件については、ひとつ議員各位のご理解、そしてご協力をいただいて取り組んでまいりたいと思いますので、あくまでも児童・生徒の教育環境の整備の一環だということでご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（廣田光男議員） 質疑が大分尽くされておりますが、他の議員、発言されていない議員で質疑ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町民負担のことを考えれば、今の町長の答弁では、やっぱり設置しなければならないとは思います。ですけれども、今後の町民負担、電気料のかさむような設置はいかがなものかと思います。ですので、もっと2割の節電ではなく、もっとできる設備があると思いますので、そういう導入が必要だと思いますので、そういうところを考慮する考えがあるのかどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず先ほどもお答えをさせていただいたのですが、児童・生徒の皆さんのためにそういう教育環境の整備、皆様にはご理解いただいてトイレの水洗化、今回は空調設備ということで、これは当然イニシャルコスト、ランニングコストはかかるわけでございます。そのところは、避けて通れない課題でもあるし、それはそうなのですが、皆さん議員各位または町民の皆さん方にお願いしたいのは、もういわゆる空調設備を更新をして、または新增設をしてお金がかかるのはどうするのだと言われても、そのところは川村よし子議員も大人としての対応をひとつお願いをいたしたいということで、必ずイニシャルコストをやるとランニングコストというのはかかるわけですので、イニシャルコストだけでランニングコスト、先ほどうちの総務課長も答弁させていただいているのですが、今後その削減のために私どももしっかりと努力をしてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、質疑は打ち切ります。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） それでは、討論なしと認めます。

これで討論を終わりまして、採決に入ります。

議案第1号 矢巾町立小中学校空調設備整備工事等委託に係る契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 賛成多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第5、議案第2号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第2号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、16款寄附金の一般寄附金を増額補正とし、20款町債の消防防災施設整備事業債を減額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款総務費の企画総務事業及び財政調整基金積立事業、10款教育費の一般職員給与費を増額補正し、9款消防費の消防自動車更新事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,930万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億1,154万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

議案第2号については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算については、本日開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、報告書を当職のもとに提出するようお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、予算決算常任委員会において審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

それでは、直ちに予算決算常任委員会を開催し、報告書を当職のもとに提出するようお願いします。

ここで暫時休憩をします。

午前10時53分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

予算決算常任委員会に付託しておりました議案第2号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について、予算決算常任委員長より審議が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫 予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇)

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） 予算決算常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成31年2月8日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第2号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について。

本常任委員会は、平成31年2月8日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条

の規定により報告する。

以上でございます。議員の皆さんのご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。
討論に入ります。討論ございませんか。

14番、小川文子議員。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、今回の補正予算について、特にふるさと納税の関係から反対をいたします。理由は、審議の中でも申し上げましたけれども、ふるさと納税は、総務省からの通達で地場産品を扱うようにという、そういうふうな司令といいますか、指示がございまして、本町もそういうふうに変えたはずでございます。その中にあって、総務省との直接交渉の中で、このYBが認められたということで今後も続けるというような答弁でございましたけれども、やはり現在のYBは、横浜ビールそのものであり、本町の地場産品としての何ら含まれていないということがございます。

そして、もう一つは、このラベルに60万円、それから仕込みに100万円という税金を使っているということでございます。地方創生の税金は自由度は高いので、それはそれとしてありますけれども、その半分は町税でございますので、こういう形で町税を使うことにも私は反対でございます。そして、仕込み料として100万円を払っているにもかかわらず販売、買うのにまずお金がかかるという二重の負担を強いられているように思われてなりません。そういうことからしまして、このふるさと納税のあり方を、やはり再検討していただくということを申し上げて今回は反対といたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第2号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多數であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これをもって平成31年矢巾町議会定例会2月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員